

2019年10月15日

お客さまへ

佐野信用金庫

台風19号により被害を受けられたお客さまに対する
災害復旧特別融資の取扱いについて

このたびの台風19号により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

佐野信用金庫は、今回の台風19号により被害を受けられたお客さまの早期復旧に向けたご支援のため、下記の通り災害復旧特別融資をお取扱いいたします。

記

1. 災害復旧特別融資の概要

融資の名称	「さのしん災害復旧ローン」	「さのしん災害復旧特別資金」
お取扱い期間	2019年10月15日～ 2020年3月末日まで	2019年10月15日～ 2020年3月末日まで
ご融資対象	被災された個人	被災された法人・個人事業主
資金使途	① 住宅の補修・修繕費用 ② 自動車の修理・買換費用 ③ 家具・家電等の修理・買換費用 ④ 当金庫で現在ご返済中の一般社 団法人しんきん保証基金の保証 の付いた個人ローンの借換資金	運転資金・設備資金
ご融資限度額	500万円以内	審査により決定いたします。
ご融資期間	3カ月以上10年以内	10年以内
ご融資利率	1.25%（固定金利）	当金庫所定金利
担保	無担保扱い	原則、無担保扱い
保証	一般社団法人しんきん保証基金	信用保証協会の保証をご利用いた だく場合もございます。

※ご融資の際には当金庫所定の審査が必要となります。

以上